

神奈川県生活環境の保全等に関する条例（平成9年神奈川県条例第35号。以下「条例」という。）第101条の3の規定により、周辺の地域の生活環境に及ぼす影響の把握に関する指針を次のとおり定め、平成24年10月1日から施行する。

平成24年9月21日

神奈川県知事 黒岩 祐治

周辺の地域の生活環境に及ぼす影響の把握に関する指針

条例第101条の2に規定する周辺の地域の生活環境に及ぼす影響の把握に関する事項は、次のとおりとする。

1 周辺環境配慮事業者に係る事項

条例第99条第3項に規定する調査は、次の(1)及び(2)による。また、事業活動を行うに当たっての周辺の地域の生活環境に及ぼす影響の把握は、次の(3)による。

(1) 周辺の地域の生活環境に影響を及ぼす項目の選定

神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則（平成9年神奈川県規則第113号）第88条第1項に規定する事業に伴い生ずる排煙、粉じん、悪臭、排水、騒音又は振動のうち、周辺の地域の生活環境に影響を及ぼし、又はそのおそれのある項目を、作業の種類、工程等を考慮して選定すること。なお、選定しない項目については、その理由を明らかにすること。

(2) 周辺の地域の生活環境に及ぼす影響の予測

(1)で選定した項目について、次により周辺の生活環境に及ぼす影響を予測すること。ただし、(1)で選定した項目のうち、排出される可能性のない事項については、この限りでない。

ア 予測する事項

(ア) 排煙

排煙による影響が最大となると予測される地点における二酸化硫黄、二酸化窒素及び炭化水素系特定物質（環境基準が定められているものに限る。）の濃度の予測値

(イ) 粉じん

事業所の敷地の境界線における粉じんの飛散の状況

(ウ) 悪臭

a 施設から漏えいする悪臭にあつては、事業所の敷地の境界線における大気中の悪臭に係る物質の濃度又は大気の臭気指数（悪臭防止法（昭和46年法律第91号）第2条第2項に規定する臭気指数をいう。以下同じ。）の予測値その他の大気中の悪臭の状況

b 煙突から排出される気体に係る悪臭にあつては、その影響が最大となると予測される地点における大気中の悪臭に係る物質の濃度又は大気の臭気指数の予測値

c 排水に係る悪臭にあつては、排水口における排水中の悪臭に係る物質の濃度又は排水の臭気指数の予測値

- (エ) 排水
排水口における排水指定物質の濃度、生物化学的酸素要求量、化学的酸素要求量、浮遊物質濃度及び水素イオン濃度指数の予測値
- (オ) 騒音
事業所の敷地の境界線における騒音レベルの予測値
- (カ) 振動
事業所の敷地の境界線における振動レベルの予測値

イ 予測の方法

- (ア) 排煙
大気拡散式を用いた理論的解析による方法、類似の事例を引用し、又は解析する方法その他適切な方法
- (イ) 粉じん
類似の事例を参考にする方法その他適切な方法
- (ウ) 悪臭
 - a 施設から漏れいする悪臭にあつては、類似の事例を参考にする方法その他適切な方法
 - b 煙突から排出される気体に係る悪臭にあつては、排煙に関する方法（排煙の予測の方法）と同様の方法
 - c 排水に係る悪臭にあつては、排水処理施設の設計計算書を参照する方法、類似の事例を参考にする方法その他適切な方法
- (エ) 排水
排水処理施設の設計計算書を参照する方法、類似の事例を参考にする方法その他適切な方法
- (オ) 騒音
騒音の伝播理論式による方法、類似の事例を参考にする方法その他適切な方法
- (カ) 振動
振動の伝播理論式による方法、類似の事例を参考にする方法その他適切な方法

(3) 周辺の地域の生活環境に及ぼす影響の把握

(2)で予測した事項について、次に掲げる測定又は確認を行うこと。

- ア 排煙
排出口における排煙の濃度の測定
- イ 粉じん
事業所の敷地の境界線における目視又は体感による粉じんの確認
- ウ 悪臭
 - (ア) 施設から漏れいする悪臭にあつては、事業所の敷地の境界線における大気中の悪臭に係る物質の濃度若しくは大気の臭気指数の測定又は体感による悪臭の確認
 - (イ) 煙突から排出される気体に係る悪臭にあつては、煙突出口における大気中の悪臭に係る物質の濃度又は大気の臭気指数の測定
 - (ウ) 排水に係る悪臭にあつては、排水口における排水中の悪臭に係る物質の濃度又は排水の臭気指数の測定

エ 排水

排水口における排水指定物質の濃度、生物化学的酸素要求量、化学的酸素要求量、浮遊物質及び水素イオン濃度指数の測定

オ 騒音

事業所の敷地の境界線における騒音レベルの測定

カ 振動

事業所の敷地の境界線における振動レベルの測定

2 指定事業所を設置する事業者に係る事項

事業活動を行うに当たっての周辺の地域の生活環境に及ぼす影響の把握は、次の(1)及び(2)による。ただし、周辺環境配慮事業者にあつては、1の(3)により周辺の地域の生活環境に及ぼす影響を把握した場合は、この限りでない。

(1) 把握する項目

指定事業所の設置許可及び変更許可申請の際に提出した公害防止方法概要書に記載した発生する公害の種類のほか、指定作業に該当しない作業に伴い生ずる騒音など、その他環境への負荷を生じさせるおそれのある項目とする。

(2) 把握の方法

把握の方法は、(1)で把握することとした項目に応じ、次に掲げるとおりとする。

ア 排煙

排出口における排煙の濃度の測定

イ 粉じん

事業所の敷地の境界線における目視又は体感による粉じんの確認

ウ 悪臭

(ア) 施設から漏えいする悪臭にあつては、事業所の敷地の境界線における大気中の悪臭に係る物質の濃度若しくは大気の臭気指数の測定又は体感による悪臭の確認

(イ) 煙突から排出される気体に係る悪臭にあつては、煙突出口における大気中の悪臭に係る物質の濃度又は大気の臭気指数の測定

(ウ) 排水に係る悪臭にあつては、排水口における排水中の悪臭に係る物質の濃度又は排水の臭気指数の測定

エ 排水

排水口における排水指定物質の濃度、生物化学的酸素要求量、化学的酸素要求量、浮遊物質及び水素イオン濃度指数の測定

オ 騒音

事業所の敷地の境界線における騒音レベルの測定

カ 振動

事業所の敷地の境界線における振動レベルの測定

3 周辺環境配慮事業者及び指定事業所を設置する事業者以外の事業者に係る事項

事業活動を行うに当たっての周辺の地域の生活環境に及ぼす影響の把握は、事業内容、事業所の形態等に応じ、次に掲げるとおりとする。

(1) 目視又は体感による確認

(2) 行政機関が実施している環境調査の結果の収集

(3) 必要に応じた騒音等の測定